

<短期入所事業 サービス利用料金>

基本部分		サービス利用料金	自己負担額（1割）
福祉強化型短期入所 サービス費（Ⅰ） <単独利用>	支援区分6	11,157円	1,115円
	支援区分5	9,793円	979円
	支援区分4	8,439円	843円
	支援区分3	7,797円	779円
	支援区分1・2	7,075円	707円
基本部分		サービス利用料金	自己負担額（1割）
福祉強化型短期入所 サービス費（Ⅱ） <日中活動併用>	支援区分6	7,991円	799円
	支援区分5	7,258円	725円
	支援区分4	5,181円	518円
	支援区分3	4,418円	441円
	支援区分1・2	3,736円	373円
基本部分		サービス利用料金	自己負担額（1割）
福祉型短期入所 サービス費（Ⅰ） <単独利用>	支援区分6	9,121円	912円
	支援区分5	7,746円	774円
	支援区分4	6,403円	640円
	支援区分3	5,751円	575円
	支援区分1・2	5,028円	502円
基本部分		サービス利用料金	自己負担額（1割）
福祉型短期入所 サービス費（Ⅱ） <日中活動併用>	支援区分6	5,945円	594円
	支援区分5	5,212円	521円
	支援区分4	3,135円	313円
	支援区分3	2,371円	237円
	支援区分1・2	1,700円	170円

加算内容	説明	加算に係る自己負担額
短期利用加算	サービス利用にあたってのアセスメント、環境調整等の支援をした場合、30日以内の利用について、ご負担いただきます。	30円
食事提供加算	収入が一定額以下の利用者様に対して、事業所が食事を提供した場合にご負担いただきます。	48円
医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが必要な利用者を1名以上受け入れた日に対して皆さまにご負担いただきます。	120円
重度者対応支援加算	福祉強化型サービス費を算定している日に重度者を50%以上受け入れた場合に皆さまにご負担いただきます。	30円
送迎加算	ご利用された場合にご負担いただきます。	(片道)189円
常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤にて1名以上配置の場合	10円
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本報酬及び各加算を算定した総単位数に、6.9%を乗じた単位数を加算した金額をご負担いただきます。	

《利用者負担額の軽減について》[利用者負担に関する月額上限]

1か月あたりのサービス利用に係る「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下記のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量に関係なく、それ以上のご負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1か月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービス利用をすご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯（1）以外の方	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯（一般1以外の方）	37,200円

お手持ちの障害福祉サービス受給者証に利用者負担額の上限額が記載されております。

＜施設入所支援事業・生活介護事業・短期入所事業の食費・光熱水費について＞

施設入所支援	食費に係る自己負担金	1,350円（朝330円、昼600円、夕420円）
	光熱水費に係る自己負担金	一日 378円（1か月 11,500円）
生活介護（通所利用）	食費に係る自己負担金（一般）	昼食 600円
生活介護（通所利用）	食費に係る自己負担金（低所得）	昼食 300円
短期入所	食費に係る自己負担金（一般）	1,350円（朝330円、昼600円、夕420円）
短期入所	食費に係る自己負担金（低所得）	710円（朝180円、昼300円、夕230円）
短期入所	光熱水費に係る自己負担金	一日 378円

※施設入所支援利用者で低所得の場合に、特定障害者特別給付費が支給対象となる場合もあります。